

## みんなの読みたい 人権啓発広報誌は どんな内容ですか

市では、人権尊重のまちづくりの実現に向け、人材教育・啓発の推進に努めています。

より多くの人に関心をもって読んでもらえる人権啓発広報誌作成のため、誌面の内容についてのグループワークを行います。参加者の意見は、今後作成する広報誌の参考にします。

時 8月25日(木)午前9時30分～11時30分

所 市立図書館多目的室

内 人権啓発広報誌作成のためのワークシヨップ

対 市内在住・在勤で、広報誌作成に興味のある人

定 12人

申 8月15日(月)までに左記へ申し込み。

問 人権政策課

☎・☎(582)1116  
 FAX(582)0539



## 令和4年度第2回 守山市都市計画審議会 傍聴者募集

本市が定める都市計画に関することについて、審議を行います。

時 8月25日(木)午前10時30分～正午

所 吉身会館 中会議室

定 5人

申 8月24日(水)までに左記へ申し込み。

他・傍聴を予約した人は、開会10分前までに直接会場にお越しください。

・案件の内容により、全部または一部非公開となる場合があります。

問 都市計画・交通政策課  
 ☎・☎(582)1132



## 戦没者などの「遺族の皆さまへ 第11回 特別弔慰金の 請求はお済みですか

戦没者などの死亡当時の遺族

で、令和2年4月1日において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等

援護法による遺族年金」などを

受ける人がいない場合に、次の順番による優先順位の遺族1人。

①令和2年4月1日までに、戦

傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者などの死亡当時、生計

関係を有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わりま

す。

④右記①～③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など)

※戦没者などの死亡時まで引き

続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容 額面25万円、5年償

還の記名国債

申 令和5年3月31日(金)までに

市健康福祉政策課へ請求。  
 問 市健康福祉政策課  
 ☎・☎(582)1123

FAX(582)1138

☎(528)3514

FAX(528)4850

## 健康福祉政策課からお知らせ 令和4年度 戦没者遺児 による慰霊友好親善事業

実施地域や日程など詳しくは、

県遺族会または、日本遺族会へお問い合わせください。

内 先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、

その戦没した旧戦域を訪れて、慰霊追悼を実施し、同地域の

住民と友好親善を行います。

¥10万円  
 申 事前に電話で県遺族会へ申し込み。

他・付き添いの希望者は「相談

ください。

問 県遺族会

☎(522)7227

日本遺族会

☎03(3261)5521

## 夏季集中休暇を実施

市役所では8月12日(金)～15日(月)に省エネと職員の休暇取得の促進のため、職員の夏季集中休暇を実施します。市民窓口サービスは、平常どおり業務を行います。

業務を行う窓口

市民課、税務課、納税課、会計課、市民協働課、健康福祉政策課、生活支援相談課、消費生活センター、国保年金課、こども政策課、保育幼稚園課、こども家庭相談課、子育て応援室、経営総務課(水道サービスセンター)、すこやかセンター、そのほかの優先機関

問 人事課

☎・☎(582)1117  
 FAX(582)0539

